

○佐賀県警察情報セキュリティに関する訓令

平成17年3月24日

本部訓令第7号

(目的)

第1条 この訓令は、警察情報システム及び警察情報システムにおいて取り扱われる情報に関して、体系的かつ網羅的な管理の基準及びそれを組織的に実施するための基本的事項を定め、もって警察情報システムに係る情報セキュリティを維持することを目的とする。

本条…全部改正 [平成18.10本部訓令20]

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。
- (2) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
- (3) 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (5) 警察情報システム 警察庁及び佐賀県警察が設置する電子計算機、情報を伝送するための機器及び電気通信回線並びにこれらの用に供するプログラムからなるシステム並びに佐賀県警察において警察業務に係る情報の処理を行うその他の電子計算機であつて、警察の業務に関する情報の管理その他の情報の処理を目的として利用されるものをいう。

本条…一部改正 [平成18.10本部訓令20]

(情報セキュリティ管理者)

第3条 警察本部に、情報セキュリティ管理者を置き、警務部長をもって充てる。

- 2 情報セキュリティ管理者は、警察情報システムに係る情報セキュリティに関する事項を総括整理する。

本条…一部改正 [平成18.10本部訓令20]

(情報セキュリティに関する事項)

第4条 情報セキュリティ管理者は、関係部課の意見を聞き、警察情報システムに係る情報セキュリティに関する次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 警察情報システムにおいて取り扱われる情報の分類及び対策の基準
- (2) 警察情報システムに係る情報セキュリティが侵害された際の再発防止計画
- (3) その他警察情報システムに係る情報セキュリティに関する事項で情報セキュリティ管理者が重要と認めるもの

本条…一部改正 [平成18.10本部訓令20]

(情報の分類及び管理)

第5条 警察情報システムにおいて取り扱われる情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理されなければならない。

(職員の責務)

第6条 職員は、警察情報システム及び同システムにおいて取り扱われる情報を適正に取り扱わなければならない。

本条…一部改正 [平成18.10本部訓令20]

(監査等)

第7条 情報セキュリティ管理者は、警察情報システムに係る情報セキュリティに関する監査を実施し、その結果に基づいて情報セキュリティに係る対策の評価を行わなければならない。

本条…一部改正 [平成18.10本部訓令20]

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年10月2日本部訓令第20号)

この訓令は、公布の日から施行する。